

# 株式会社TORICO 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社TORICOと称し、英文では、TORICO Co.,Ltd.と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 靴・衣料品・装飾品及び雑貨の製造、輸入及び販売
- 2 喫茶店・レストランの経営
- 3 DVD・CD・書籍・GAMEの買取、販売及びレンタル
- 4 インターネットメディア事業
- 5 インターネットサイト構築、運用及び管理
- 6 インターネット広告代理事業
- 7 経営コンサルティング業
- 8 倉庫業
- 9 暗号資産の新規発行、取得、保有、売買、運用、管理及び決済サービスの導入
- 10 デジタル資産に関する企画、制作、販売、流通、決済システムの構築、運用管理及びプラットフォーム運営
- 11 ブロックチェーン技術等を用いたシステムの企画、開発、提供、保守及びコンサルティング業務
- 12 有価証券の売買、保有、投資、運用、管理
- 13 有限責任事業組合、投資事業組合、投資事業有限責任組合、匿名組合の組成、運用、管理
- 14 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
- 15 経営上必要と認める事業への投資
- 16 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、46,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

#### 第4章 取締役及び取締役会

##### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

##### (取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

##### (取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

##### (取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

##### (取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

##### (代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役社長1名を定めるものとし、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

##### (取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定め

る取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、

緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 当会社の会計監査人の選任決議は、株主総会において行う。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

### (中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

### (配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

平成22年 6月29日 改訂  
平成24年 5月30日 改訂  
平成24年10月18日 改訂  
平成26年 6月26日 改訂  
平成28年 3月 9日 改訂  
平成29年 6月 9日 改訂  
平成29年 6月29日 改訂  
平成30年 6月27日 改訂  
令和 3年 4月 7日 改訂  
令和 3年 6月23日 改訂  
令和 3年12月 7日 改訂  
令和 4年 1月21日 改訂  
令和 4年 6月28日 改訂  
令和 7年 6月27日 改訂  
令和 7年 9月 1日 改訂  
令和 7年11月28日 改訂